

防災・減災委員会に関する規定

2019年3月26日

理事会制定

(目的)

第1条 本規定は、自然災害に対する機械設備類および産業施設、生産ネットワークの被害軽減、機械分野における自然災害に対する防災・減災技術の向上発展に寄与することを目的に、理事会に設置した防災・減災委員会（以下“委員会”という。）の任務・運営に関する事項について定める。

(活動対象)

第2条 本委員会が活動対象とする自然災害は、以下の通りとする。

- (1) 地震により引き起こされる災害。
- (2) その他対応が必要と認められる自然災害。

(任務)

第3条 本委員会は、以下のことを行う。

(1) 通常時

- 1) 地震被害調査マニュアルの整備，改訂
- 2) 支部・部門間の協力体制の構築
- 3) 防災学術連携体に対する日本機械学会の対応窓口
- 4) 他学会・業界団体等との協力体制の構築
 - a) 公益社団法人日本地震工学会に設置されている地震被害調査関連学会連絡会へは，防災・減災委員会より，委員長の指名する者が参加する。
- 5) 被害調査資料の整理・保管
- 6) 機械分野の防災・減災に関わる若手研究者等の人材育成
- 7) 災害軽減のための講習会の実施
- 8) 理事会への提言並びに理事会からの諮問に対する回答
- 9) その他

(2) 活動対象の自然災害発生時

- 1) 機械分野の被害調査
被害調査の実施に関わる手順は別に定める。
- 2) 他学会等の調査組織との連携
- 3) 被害調査報告書の作成
被害調査結果は，単独の報告書，もしくは年次大会等で公表することとする。

(構成)

第4条 本委員会の構成は、以下の通りとし、庶務理事会が所管する。

委員長	1名（本会会員より理事会の指名による）
副委員長	1名（委員長が委員の中から指名する）
幹事	若干名（委員長が必要に応じて委員の中から指名する）
委員	若干名（委員長による指名（支部・部門からの推薦を含む））
担当理事	庶務理事1名
被害調査チーム	（被害調査実施時のみ設置）

（任期）

第5条 委員長、副委員長、幹事、委員の任期は2年とする。ただし、委員の再任は妨げない。

（予算）

第6条 本委員会の予算は、庶務理事会に提出し、理事会の承認を受ける。被害調査などにより予算に不足が見込まれる場合には、庶務理事会へ追加予算の計上を申請する。

（規定の改廃）

第7条 本規定を改廃する場合は、庶務理事会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。